

「いじめ防止基本方針」



【令和3年（2021年）3月 改定】



1 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがある。このことを鑑み、学校において、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合の対策として、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最重要とし、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力のもと、速やかな解決のために「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

いじめとは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめは、どの生徒にも起こり得ると認識すること。
- ② いじめは、絶対に許されない。いじめは、いじめる側が悪いと認識すること。
- ③ いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題であると認識すること。

4 いじめ防止の指導体制・組織

- ① いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次の通りとする。

別紙1 ※「いじめ防止委員会」の設置

- ② いじめを認知した場合の解決に向けた指導体制を次の通りとする。

別紙2 ※「いじめ対策委員会」の設置

5 いじめの予防・早期発見

いじめを起こさせないための取り組みとして、教育活動全体を通して生徒の規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、生徒の言動に十分留意し、何らかのいじめのサイン（別紙3）を見逃すことなく発見し、早期に対応するものとする。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

- ① いじめられている生徒に対しては、生徒の苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに「全力で守る」姿勢で継続的に支援することが必要である。
- ② いじめている生徒、かかわっている周囲の生徒に対しては、いじめの事実を理解させ、いじめられている生徒の苦痛に気づかせながら、他人の痛みを知ることができるような指導を行う。必要に応じて懲戒を加える。
- ③ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を実施し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ 特に配慮が必要な生徒について、該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 保護者への対応

- ① いじめられている生徒の保護者については、学校が全力で対応することを誠意をもって伝えるとともに、学校とともに子どもを見守るよう協力を求める。
- ② いじめている生徒の保護者については、事実を丁寧に説明し状況を理解させる。また、当該生徒の行動が変化するような指導をすることを伝え、そのために保護者の協力が必要であることを理解してもらう。
- ③ 保護者同士が対立する場合などは、相手や学校に対する不信等を丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。関係機関とも連携しながら解決を目指す。

(3) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決することが困難な場合がある。教育委員会、警察、医療機関等との連携を密にし、一体的な対応をすることが重要である。

(4) いじめの解消

- ① いじめに係わる行為が止んでいること。被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者と面談等を実施して確認する。

7 インターネット等によるいじめへの対応

文字や画像を用い特定の生徒に対して誹謗中傷をすることやそれと疑われる行為、なりすましによる社会的信用を貶める行為などは、いじめであり犯罪行為である。これらインターネット等によるいじめの予防には、保護者の協力が不可欠であり、また、情報モラルに関する指導の充実を図る必要がある。各教科の授業における指導、生徒、保護者への携帯安全教室の開催による啓発、ネットパトロールを行い、関係機関と連携しながら、不適切な書き込みなどネット等によるいじめに対応していく。

8 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命の危機や、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、または、いじめにより学校を欠席することが余儀なくされるなど生徒の教育を受ける権利が著しく侵されている場合などは、いじめによる重大事態と判断し、速やかに校内体制による解決への取り組みを図るとともに、教育委員会等の関係機関へ報告する。

9 生徒によるいじめ撲滅（防止）への取り組み

- (1)全校生徒が標語を作成して、優秀作品を校内に掲示。
- (2)生徒総会において、「いじめ「0」（ゼロ）宣言」集会を実施。

→いじめ撲滅宣言への署名を各HRで実施

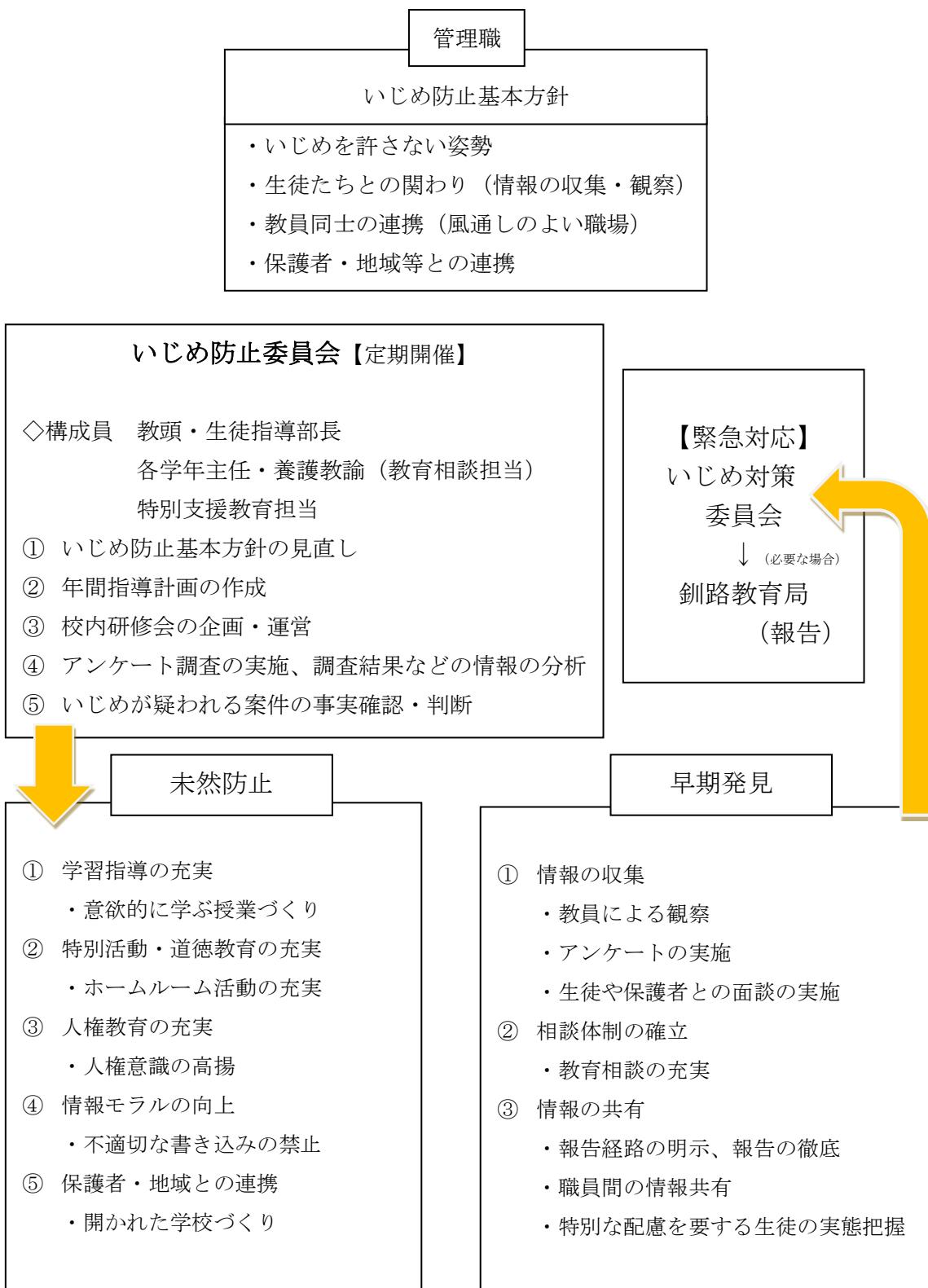
- (3)生徒会サミット等に参加し、他校との情報交換を密にして、いじめについての考え方やいじめの防止についての意見交換を行い、全校で共有して、いじめ防止を啓発する。

年間計画の策定と計画的な取組

期	月	「いじめ防止委員会」	その他全職員（生徒会）での取組
前期	4月	・いじめ事前防止への取組内容の検討確認 ・望ましい集団づくりのための取組内容検討 ・教育相談の取組内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・各関係機関担当者の把握・確認 ・いじめ等問題行動方針の保護者への説明（入学式・P T A総会） ・生徒会いじめ撲滅の活動 ・いじめアンケート
	5月		・全校面談実施　・生徒指導実態交流 ・心理アセスメント（Q-U検査）実施
	6月		・全校面談実施
	7月	・夏休み前の取組反省と休み明けの取組検討	
	8月		・夏休み中の生徒の様子の情報交流
	9月	・前期の取組反省と後期の検討	
	10月	・教育相談の取組内容の検討	・生徒会いじめ撲滅の活動 ・いじめアンケート
後期	11月		・生徒指導実態交流
	12月	・年末までの取組反省と年始からの取組検討	・冬休み中の生徒の様子の情報交流
	1月		・全校面談実施
	2月	・後期の取組反省と次年度の取組検討	・全校面談実施
	3月		・生徒会研修会において1年間の反省
定期的取組		・毎月の職員会議、打合せ時等における生徒についての情報交換 ・朝のS H R、各教科を通じた道徳教育の充実 ・毎日の生活の反省（帰りのホームルーム時）	

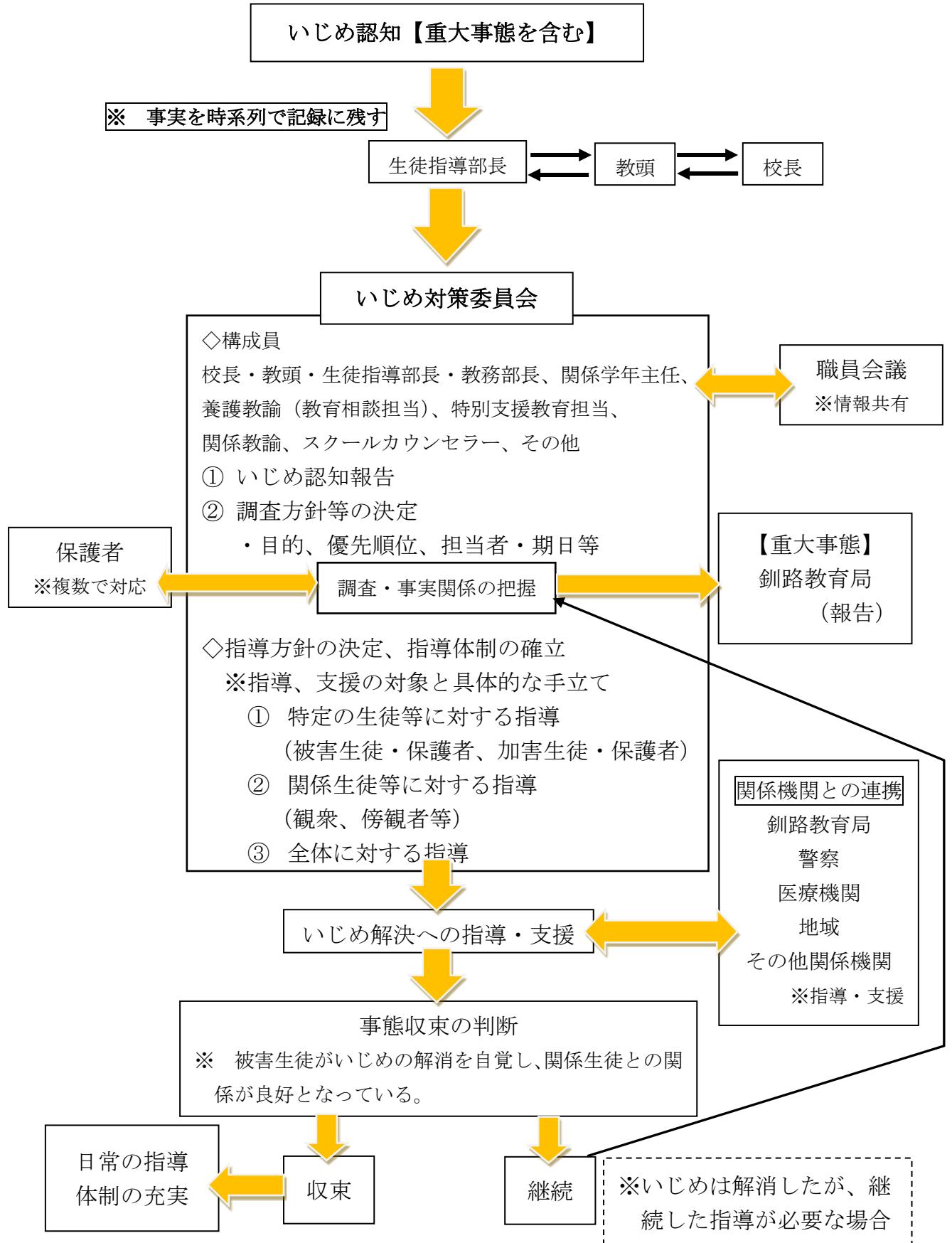
【別紙1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙2】

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のＳＨＲ	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	保健室やトイレに行くのが目立つようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然、個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れています。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、中心的存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

嫌なあだ名が聞こえてくる。
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
何か起こると特定の生徒の名前が出る。
筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。
机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがあつたりする。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。
理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。